

令和4年3月23日

各位

三重県立こころの医療センター
院長 森川 将行

病棟内での金品の紛失について

病棟ナースステーション内の金庫にて保管していた入院患者1名の預り金を紛失しました。現在、警察に被害届を提出するとともに、病院において調査を継続しているところです。

このような事態を招き、深くお詫び申し上げます。今後は再発防止策を徹底するとともに、職員への指導を徹底してまいります。

1 紛失額 60,000 円

2 概要

- ・病棟職員が、令和4年3月3日、ナースステーション内の金庫に保管している患者から預かった貴重品と保管台帳を確認したところ、入院患者1名から預かっていた預り金（60,000 円）の紛失が判明。
- ・同日、職員において他の患者から預かっている貴重品の確認、室内の搜索、関係者の聞き取りを行ったが発見できなかったため、盗難の可能性もあることから警察に被害届を提出。
- ・3月3日以降、病院において継続して調査を実施中。
- ・3月3日に患者及びご家族には経緯を説明のうえ謝罪、3月18日に紛失額を弁償。

3 原因

(1) 金庫の施錠忘れの可能性

紛失判明直前の金庫の開錠時（3月2日11時頃）、施錠を忘れた可能性があります。また、複数人での施錠確認がされていませんでした。

(2) 金庫内金品の定期的なチェックがなかったこと

患者に預かり金の一部を渡した2月15日以降、現物確認を行っていませんでした。

(3) 院内ルールに反した患者からの現金の長期預かり

原則として、入院患者が持参した現金は、院内のみで使用できる「ICカード」への入金や、病院が医事業務委託業者に運営委託を行っている「小遣い契約」をご利用いただき、ナースステーションでは預からないこととしていますが、本件ではこれら院内ルールに沿った運用が行われていませんでした。

（例外：夜間・休日の入院時に当該処理が出来ない場合は一時的な現金預かりを認めています）

※ I Cカード：入院生活にかかる費用（売店での購入、洗濯、自販機、公衆電話）
に使用できるカード（5万円まで入金可能）

※小遣い契約：入院中の患者が日用品等を購入するための小遣金を、自己管理が困難な患者やトラブル防止のために、病院側が管理を行っている制度（運用は医事業務委託業者へ委託、保管手数料あり）

4 再発防止策

- （1）各病棟金庫の鍵の所持は特定の職員に限定し、開錠は当該職員のみが行い、複数人で施錠確認を行うよう、管理体制を強化します。
- （2）患者から預かった貴重品についての、保管台帳と現物の確認を定期的に行います。
- （3）病棟では患者からの現金を原則預からないルールを徹底します。
- （4）全職員に対する共有と注意喚起を行い、職員の規範意識を徹底します。